【参考資料１】

平成 24 年 6 月

通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会について（案）

1．趣　旨

通学路の交通安全の確保に関する関係省庁副大臣会議の取りまとめ（平成 24 年 5 月）等を踏まえ、地域における通学路の交通安全確保の推進に資するため、有識者との懇談会を開催する。

2．開催方法

関係省庁連絡会議を活用し、大まかなテーマを分類した上で、毎回３名程度の有識者から通学路の交通安全の確保に関する提案等を説明していただき、その後、出席者間で意見交換を行う。

意見聴取・意見交換の成果は、事務局において取りまとめ、関係機関へ参考送付し、各地域において具体的対策の検討・実施に活用。

3．スケジュール

６月２６日（火）　第１回懇談会

※教育委員会・学校の取組、交通安全教育、交通安全指導員の取組など

７月上中旬頃　第２回懇談会

※道路交通環境の整備・交通規制の実施、保護者の役割、自転車通学など

７月中下旬頃　第３回懇談会

※道路交通環境の整備・交通規制の実施、通学中の交通事故の分析など

（＊各回の懇談テーマは出席者の都合により変更あり得る）

８月上旬頃　主な意見の取りまとめ

4．有識者候補（案） ※一部調整中

(1)交通安全教育関係

小川　和久　東北工業大学教授【学校安全教育】

天野　智津美　静岡県交通安全指導員

(2)学校・教育委員会関係

松岡　康太郎　鎌ヶ谷市教育委員会学校教育課長

鎗田　淳　鎌ヶ谷市都市建設部道路河川管理課長

五十嵐　俊子　日野市立平山小学校長

(3)地域住民・保護者の代表

未　定　(社)日本 PTA 全国協議会

(4)道路交通環境整備、交通規制関係

橋本　成仁　岡山大学大学院准教授【都市交通計画】

久保田　尚　埼玉大学教授【都市交通計画】

浅野　且敬　埼玉県警察本部交通部交通規制課係長

(5)事故分析関係

山田　晴利　財団法人　交通事故総合分析センター研究部長

(6)自転車・車両関係

下田　進　(株)あさひ会長【自転車】

5．有識者に提案をお願いする主な事項

・安全な通学路の在り方、学校における交通安全教育の在り方

・通学路の交通安全を図るための道路交通環境整備、交通規制の在り方

・対策を効果的に進めるための関係機関等の連携の在り方、地域住民・保護者の役割　等

6．庶務（事務局）

庶務（事務局）は、国土交通省及び警察庁の協力を得て、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課において処理する。

【参考資料２】

平成 24 年 5 月 28 日
関係省庁副大臣会議取りまとめ

文　部　科　学　省
国　土　交　通　省
警　　　察　　　庁

通学路における交通安全の確保について

相次いで登下校中の児童生徒等が巻き込まれる交通事故が起きていることを踏まえ、通学路における交通安全の確保を図るため、関係省庁の連携の下、次の取組を行う。

1．国レベルの連携体制の強化

国レベルで文部科学省、国土交通省、警察庁において、関係省庁連絡会議を開催するなど、引き続き、一層の連携を図る。

2．地域レベルの関係機関による連携体制の整備

学校における通学路の点検の実施や対策の検討をはじめ、通学路の安全確保に関して、教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関や、保護者、地域住民などの関係者を交えた連携体制を整備。

3．緊急合同点検の実施（別添参照）

各学校現場において、学校、道路管理者、警察が連携し、保護者、地域住民等の協力も得て、8 月末までを目途に通学路の緊急合同点検を実施。

緊急合同点検の結果を受け、教育委員会、道路管理者、警察が連携して対策を検討。

■取組の要請

上記2、3について、文部科学省、国土交通省、警察庁より、各教育委員会、道路管理者、都道府県警察に対し、文書及び会議等により、5 月中に取組を要請。

別添

通学路における緊急合同点検

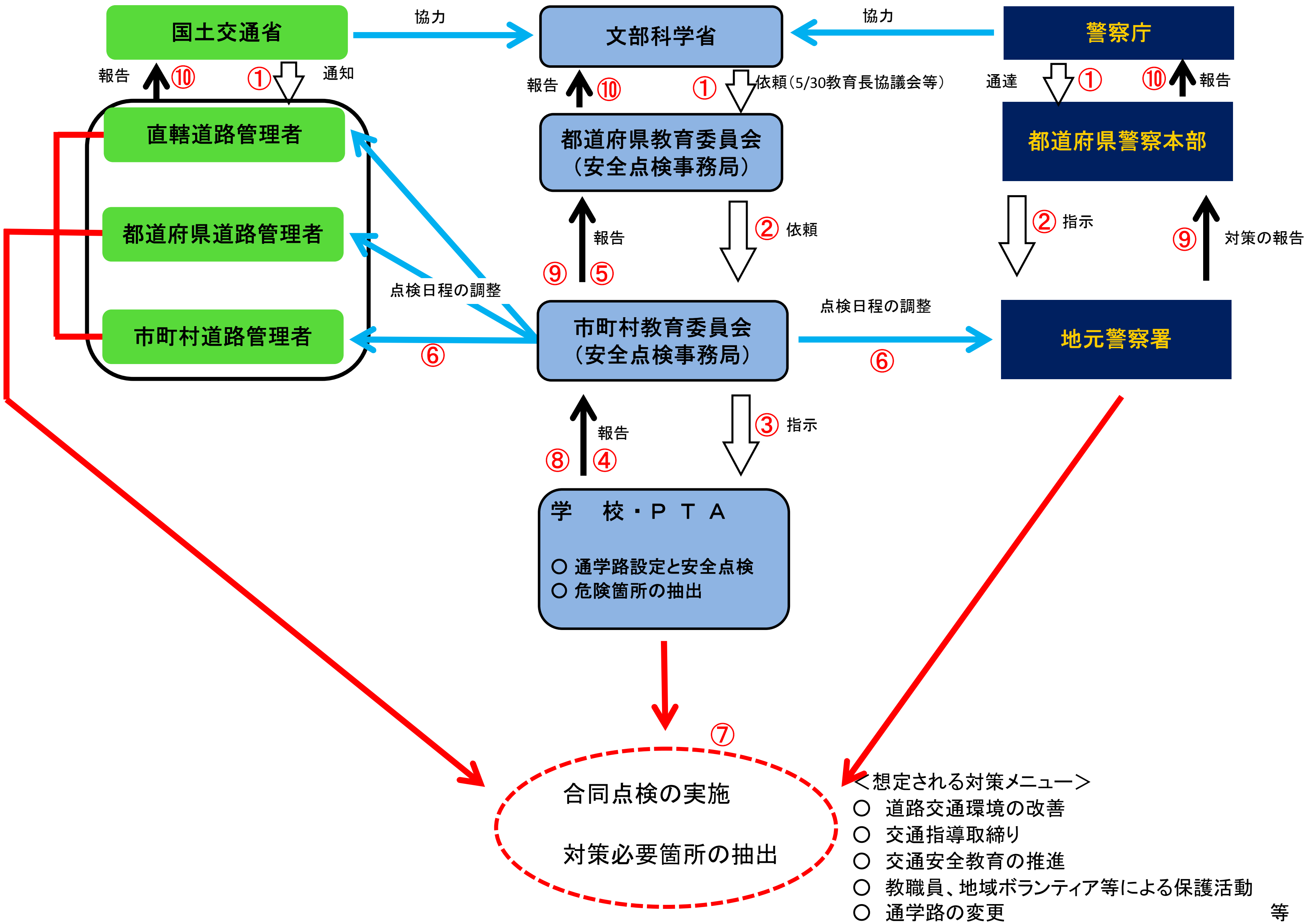

<想定される対策メニュー>
- ○　道路交通環境の改善
- ○　交通指導取締り
- ○　交通安全教育の推進
- ○　教職員、地域ボランティア等による保護活動
- ○　通学路の変更　等

（参　考）

通学路の交通安全の確保に関する関係省庁副大臣会議について

平成 24 年 5 月

1. 趣　旨

4 月以降、相次いで登下校中の児童生徒等が巻き込まれる交通事故が起きていることを踏まえ、通学路における交通安全の確保を図るための関係省庁副大臣レベルの会議を開催する。

※ 関係省庁：文部科学省、国土交通省、警察庁

2. 議　題

①国レベルの連携体制の強化について

②地域レベルの関係機関による連携体制の整備について

③各学校現場における通学路の緊急合同点検の実施について

④その他

3. 庶　務

会議の庶務は、関係省庁の協力を得て、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課において処理する。

【別　紙】

通学路の交通安全の確保に関する関係省庁副大臣会議構成員

○ 文部科学副大臣　奥村　展三

○ 国土交通副大臣　吉田　おさむ

○ 警察庁交通局長　石井　隆之

24 ス学 健 第 6 号
平成 24 年 5 月 30 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長　殿
附属学校を置く各国立大学法人事務局長

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
大　路　正　浩

通学路の交通安全の確保の徹底について（依頼）

標記については，これまでも格段の御尽力をいただいているところですが，本年 4 月以降，登下校中の児童等の列に自動車が突っ込み，死傷者が発生する痛ましい事故が相次いでおります。これを受け，「学校の通学路の安全確保について（依頼）」（平成 24 年 5 月 1 日付け 24 文科ス第 93 号スポーツ・青少年局長通知）において，各地域の学校，警察，道路管理者等が連携・協働し，また，各都道府県知事及び市町村長，教育委員会や関係機関が協働して，通学路の安全点検や安全確保を図ることについて，特段の御配慮をお願いしたところです。

その後の状況を踏まえて，通学路における交通安全を一層確実に確保することが重要であることから，文部科学省，国土交通省及び警察庁の３省庁が連携して対応策を検討し，今般，別紙のとおり「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成しました。ついては，この実施要領に沿って，関係機関の連携による通学路の安全点検及び安全対策を講じていただくようお願いします。

また，本依頼に基づく緊急合同点検の結果及び点検結果を受けた対策案について，御報告いただくこととしておりますが，報告の時期及び内容については，別途連絡いたします。

なお，本件については，別添のとおり，国土交通省及び警察庁から関係機関に対しても，同様に通知されていることを申し添えます。

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し，この趣旨について周知し，回答を取りまとめていただくとともに，参考1の文部科学省交通安全業務計画（抄）の趣旨に沿って適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。各都道府県私立学校主管課長におかれては所轄の私立学校に対し，附属学校を置く各国立大学法人事務局長におかれては管下の附属学校に対し，この趣旨について周知くださるようお願いします。

（本件担当）
文部科学省 スポーツ・青少年局
学校健康教育課 学校安全係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
電話 03-5253-4111（内線 2917）
FAX 03-6734-3794
E-mail：anzen@mext.go.jp

（別　紙）

通学路における緊急合同点検等実施要領

1．実施対象

全ての公立小学校及び公立特別支援学校小学部の通学路

※通学路は，各学校又は教育委員会において指定しているものを指す。

なお，国立及び私立の小学校の通学路についても，各学校及び学校の設置者の判断により，公立に準じて実施する。

また，小学校及び特別支援学校小学部以外の公立学校並びに小学校以外の国立学校及び私立学校についても，地域や学校の実情等を勘案し，必要に応じて実施するものとする。

2．実施期間

下記3．(1)及び(2)について，平成 24 年 8 月末までに実施する。

3．実施内容（参考2　フローチャート図　参照）

(1) 学校による危険箇所の抽出

学校は，保護者等の協力を得て通学路の点検を実施し，主として交通安全の観点から危険があると認められる箇所を抽出し，抽出した危険箇所の内容，学校として考える合同点検の要否を市町村教育委員会（特別支援学校小学部については当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会。以下同じ。）に報告する。

危険箇所の抽出に当たっては，地域の実情に応じて参考3に掲げる観点を参考としてください。

なお，本年度，既に，学校において，通学路の点検等を実施している場合は，その実施内容や状況等に応じて，その結果をもって危険箇所の抽出に代えることができる。

(2)合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出

市町村教育委員会は，学校からの報告を受けて，学校，保護者，道路管理者及び地元警察署による合同点検の実施を調整する。合同点検の実施に当たっては，できる限り地域住民等の参画を得るものとする。合同点検では，調整した危険箇所を点検し，その中から，学校，道路管理者及び地元警察署で協議の上，対策の実施について検討する箇所を対策必要箇所として抽出する。

なお，本年度，既に，学校，道路管理者及び地元警察署が合同で，通学路の点検等を実施している場合は，その実施内容や状況に応じて，その結果をもって合同点検及び対策必要箇所の抽出に代えることができる。

(3)対策メニュー案の検討

市町村教育委員会及び学校は，相互に連携し，また，保護者等の協力を得て，(2)で抽出した対策必要箇所について，道路管理者及び地元警察署から技術的な助言を得つつ，対策メニュー案を検討する。

(4)対策案の作成

市町村教育委員会及び学校は，相互に連携し，また，保護者等の協力を得て，(3)で検討した対策メニュー案について，道路管理者及び地元警察署と連携・協力の上，地元住民との調整を図り，対策案を作成する。市町村教育委員会及び学校は，作成した対策案について，道路管理者及び地元警察署に対して要望を行う。

(5)対策の実施

市町村教育委員会，学校，道路管理者及び地元警察署は，(4)で作成した対策案に従って計画的に対策を実施する。その際，市町村教育委員会及び学校は，保護者等と連携を図るものとする。

なお，上記(3)～(5)の対策の検討等に当たっては，防犯，防災等の側面にも留意する。

4．実施状況の報告

学校は，合同点検の実施状況等について，教育委員会による取りまとめを経て，文部科学省に報告する。報告する内容等については，別途連絡する。

（参考１）

平成24年度文部科学省交通安全業務計画（平成 24 年3月 30 日策定）（抄）

第3　主要対策

1　安全な道路交通環境づくりの促進

(1) 通学通園路における交通安全の促進

ア　通学通園路の設定と安全点検

(ア) 社会資本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）に基づく社会資本整備事業の実施に際しては，交通安全対策基本法に基づいて設けられている都道府県，市町村の交通安全対策会議又は市町村学童園児交通事故防止対策協議会を活用して，教育委員会等の意見が反映されるよう努める。

(イ) 市町村の教育委員会においては，学校に対し，当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して幼児児童生徒の通学通園路及び登下校の時間帯を設定し，必要に応じ道路管理者，警察等と共同して，定期に安全点検を実施するよう指導するとともに，その結果について報告を求める。

また，前述の報告をもととし，必要に応じ，管内国公私立の学校の通学通園路の変更や交通安全施設の新設又は改修などの環境の改善及び登下校の時間帯の調整を図る。

(ウ) 都道府県の教育委員会は，市町村の教育委員会において，(イ)によって調整した当該区域内における通学通園路及び登下校の時間帯のうち，自動車の通行を禁止する等の措置を必要とする区間及び時間帯について，市町村の教育委員会と地元警察署との間で十分協議させ，その実現のための具体的措置についての意見をまとめさせるとともに，これを都道府県の教育委員会に報告させる。

(エ) 都道府県の教育委員会においては，(ウ)の報告に基づき警視庁，道府県警察本部と協議し，都道府県の公安委員会による自動車の運行禁止の区間及び時間帯が適切なものとなるような措置が講じられるように努める。

(カ) 以上の措置を実施するに当たっては，必要に応じ，都道府県交通対策協議会，市町村学童園児交通事故防止対策協議会等交通問題を協議するために設けられている組織の活用についても配慮する。

イ　集団登下校の実施

集団登下校については，各学校において通学路の道路事情，交通事情，防犯環境等を具体的に検討した上で個々の通学路ごとに実施するかどうかを決定する。

集団登下校を実施する場合には，道路の状況等に応じ人数等について適切な措置をとり，通学の安全が図られるようにするとともに，幼児児童生徒が安全な行動の仕方を身に付けることができるようにする。

なお，集団登下校を実施しない場合でも，幼児児童生徒を極力一人だけにしないような対策を講じる必要がある。

また，学校は，学校の設置者，警察署，PTA，その他の関係機関・団体等と密接に連携し，適切な計画を立て，登下校時における交通規制，保護，誘導等の確保及び防犯対策に万全を期する。

ウ　スクール・ゾーンの設定の推進とその定着化

教育委員会，幼稚園及び小学校においては，地域の警察，道路管理者等の協力を得て，幼稚園及び小学校を中心に周囲 500 メートルを範囲とするスクール・ゾーン（特に子どもの交通安全の確保を図る特定地域）の設定及び定着化を積極的に推進する。

（参考2）

ステップ1：通学路における緊急合同点検の流れ

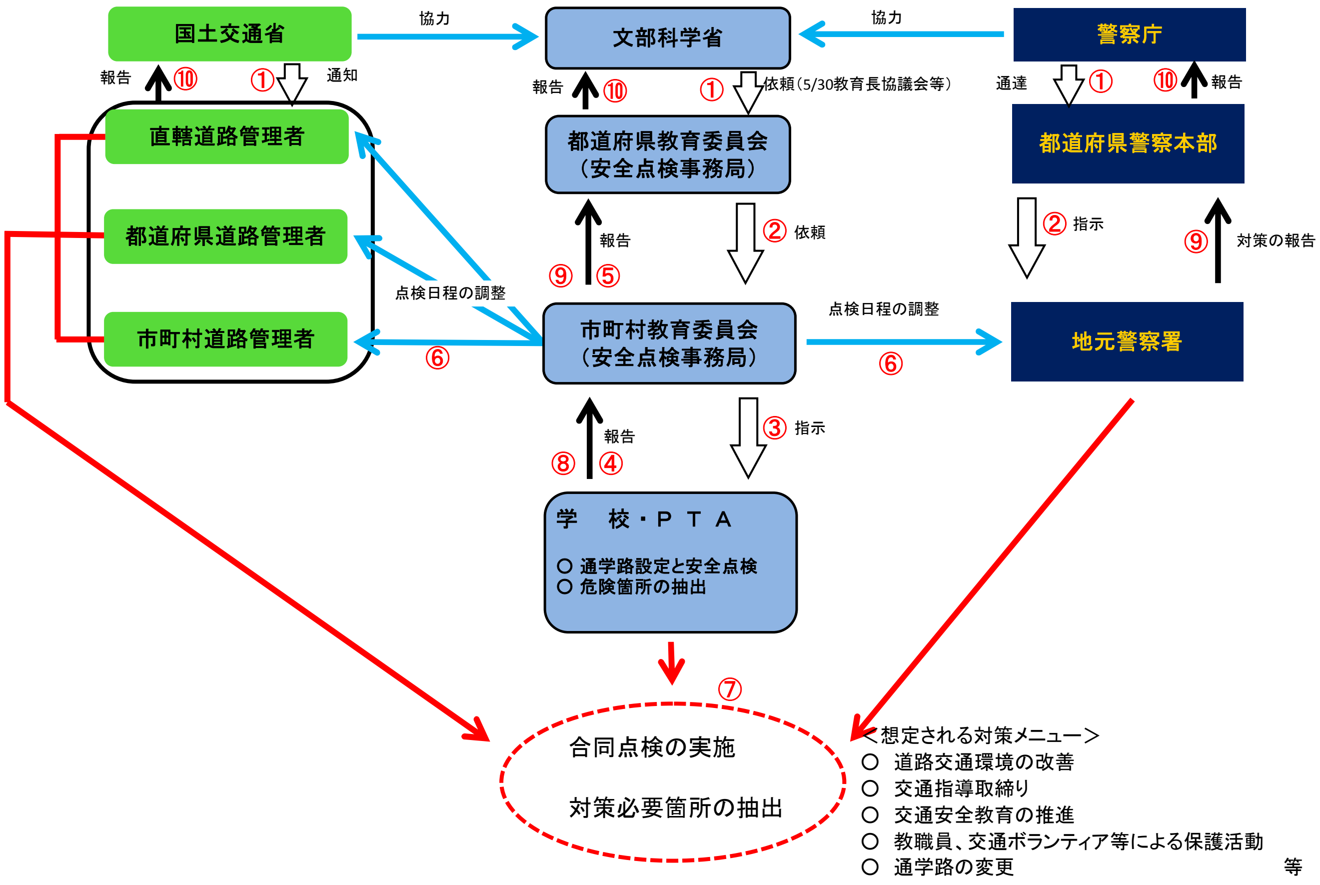

ステップ2：緊急合同点検を受けた対策の実施検討の流れ

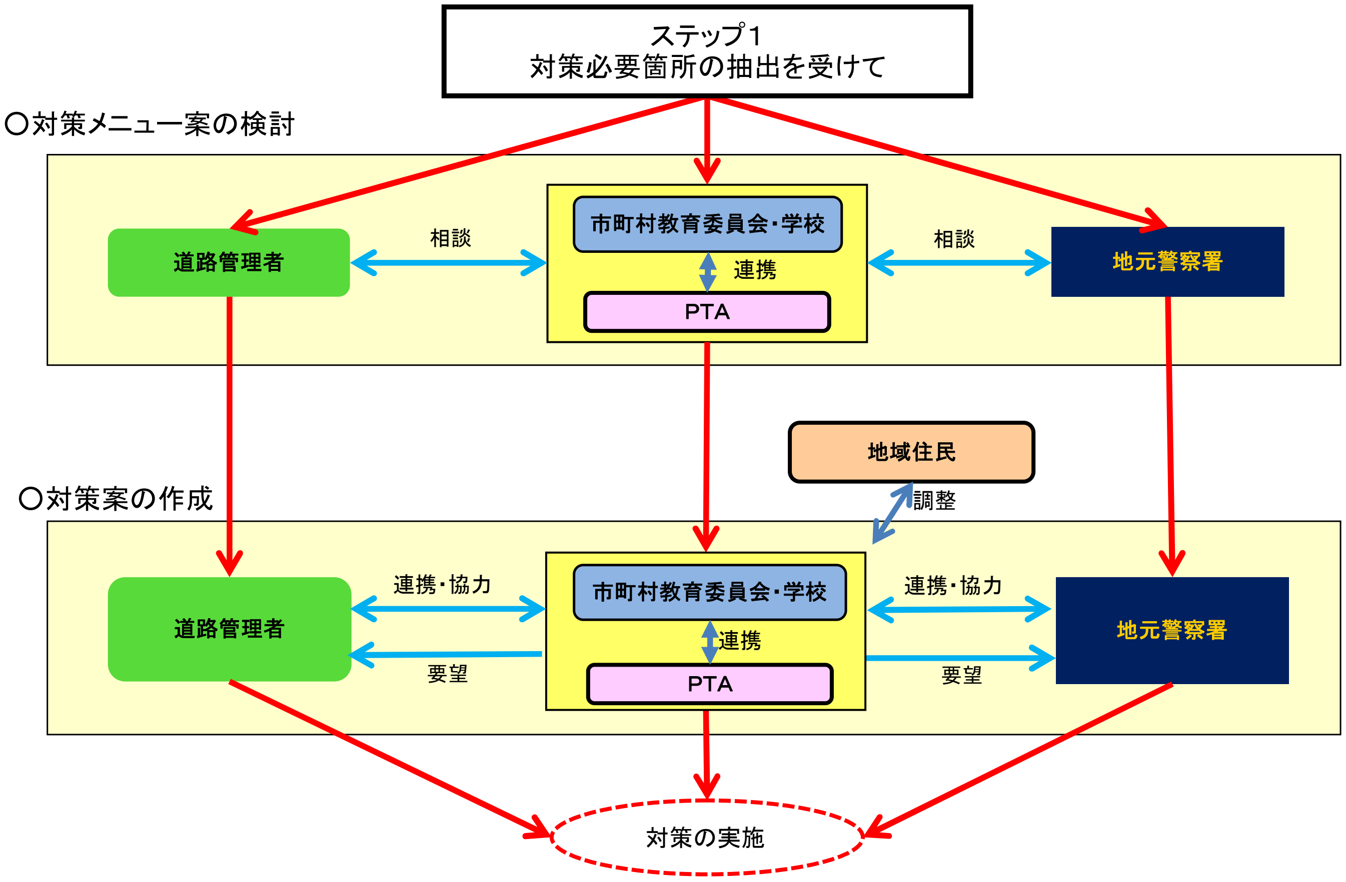

（参考３）

通学路の点検の実施及び危険箇所の把握・抽出に当たっての観点

(1)「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」(平成 17 年 12 月 6 日 17 文科ス第 333 号)の別紙 第1「②通学路における要注意箇所等の把握と周知徹底」

○通学路に関し，保護者や警察，自治会などの関係者の間で共通認識を得ておくべき事項としては次のようなものが考えられる。

・危険・要注意箇所

道路が狭い，見通しが悪い，人通りが少ない，やぶや路地，倉庫，空地など人が身を隠しやすい場所が近い，大型車が頻繁に通る　等

(2)学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(文部科学省著作権所有，平成 13 年発行，平成 22 年改訂)の別表 3 通学の安全管理(1)「通学路の設定と安全確保」

(通学路の設定)

○通学路の条件

・できるだけ歩車道の区別がある

・区別がない場合，交通量が少ない，幅員が児童生徒等の通行を確保できる

・遮断機のない無人踏切を避ける

・見通しの悪い危険箇所がない

・横断箇所に横断歩道，信号機が設置されたり，又は，警察官等の誘導が行われたりしている

・犯罪の可能性が低い　など

(通学路の安全確保)

○交通事故防止等にかかわる安全確保のための方策

・通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する

・場所や状況により交通規制を要請する

・特に危険な箇所では，警察官等による誘導や指示，交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する

・障害物の放置，工事状況，催し物の実施等に関連して，通学路を点検し適切に対処する

・保護者，関係機関等との情報交換，情報処理を円滑に行う体制を確立する　など

別添１

平成24年5月30日
国道国防第 51 号
国道環安第 15 号

北海道開発局建設部長
各地方整備局道路部長
沖縄総合事務局開発建設部長
殿

国土交通省道路局

国道・防災課長

環境安全課長

通学路における交通安全の確保について

通学路を始めとする道路の交通安全に関しては、これまでも関係機関や地域住民等と連携しながら、道路交通環境の整備を行ってきたところであるが、本年４月以降、登下校中の児童等の列に自動車が突入し、死傷者が多数発生する痛ましい事故が相次いでいる。

このような状況を踏まえ、国土交通省、文部科学省、警察庁が連携し、緊急合同点検の実施など通学路における交通安全を早期に確保する取り組みを行うこととした。

これを受け、文部科学省より別添１に示す「通学路の交通安全の確保の徹底について（依頼）」（平成24年5月30日付、以下「文科省通知」という）が各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長等宛に発出されたところであり、文科省通知に示される実施要領に基づき、貴管理道路における通学路の交通安全の確保について、下記事項に留意の上、積極的に取り組まれたい。なお、緊急合同点検及び対策実施の流れを別紙に示す。

また、貴管内の都道府県、政令市に対して、本通知の内容を周知するとともに、文科省通知に示される実施要領に基づき、通学路の交通安全の確保について積極的に取り組むよう依頼されたい。あわせて都道府県から管内の市町村（政令市を除く）に対して本通知の内容を周知・依頼するようお願いされたい。

本通知に基づく緊急合同点検の結果及び点検結果を受けた対策案については、地方整備局等において都道府県及び市町村分も含めてとりまとめの上報告すること。点検の結果等の報告時期、報告内容等については、別途通知する。

なお、本通知については、文部科学省及び警察庁とも調整済みである。別添２に警察庁より発出された通達を示す。

記

１．緊急合同点検の実施

緊急合同点検については、全ての公立小学校及び公立特別支援学校の小学部の通学路を対象として、平成 24 年 8 月末までに実施することとしている。市町村教育委員会等から道路管理者に対して、緊急合同点検実施の日程等に係る調整がなされるので、速やかに対応すること。なお、緊急合同点検には、学校、道路管理者、警察のほか、保護者等の関係者が参画することが望ましいので、参加者についても市町村教育委員会等と十分に調整すること。

２．効果的な対策の検討及び実施

緊急合同点検の結果、対策が必要と判断された箇所については、市町村教育委員会、学校、ＰＴＡによる対策メニュー案の検討にあたって、道路管理者に対して相談がなされるので、積極的に対応すること。その際、学校、ＰＴＡ、警察、道路管理者等によるハード・ソフト両面の対策を総合的に検討し、より効果的な対策となるよう留意すること。

なお、緊急的な対策が求められていることから、道路管理者の対策としては、現地の状況に応じて、路側帯の拡幅、カラー舗装化等の即効性の高い対策も積極的に活用すること。

３．地域住民との調整にあたっての連携・協力

対策案の検討にあたり必要となる地域住民等との調整については、市町村教育委員会及び学校がＰＴＡと連携のもと主体的に取り組むこととされているが、道路管理者においても、市町村教育委員会、学校等と十分に連携・協力を図ること。

以上

担当及び問い合わせ先
環境安全課　道路交通安全対策室　望月　平井

別紙

ステップ1：通学路における緊急合同点検の流れ

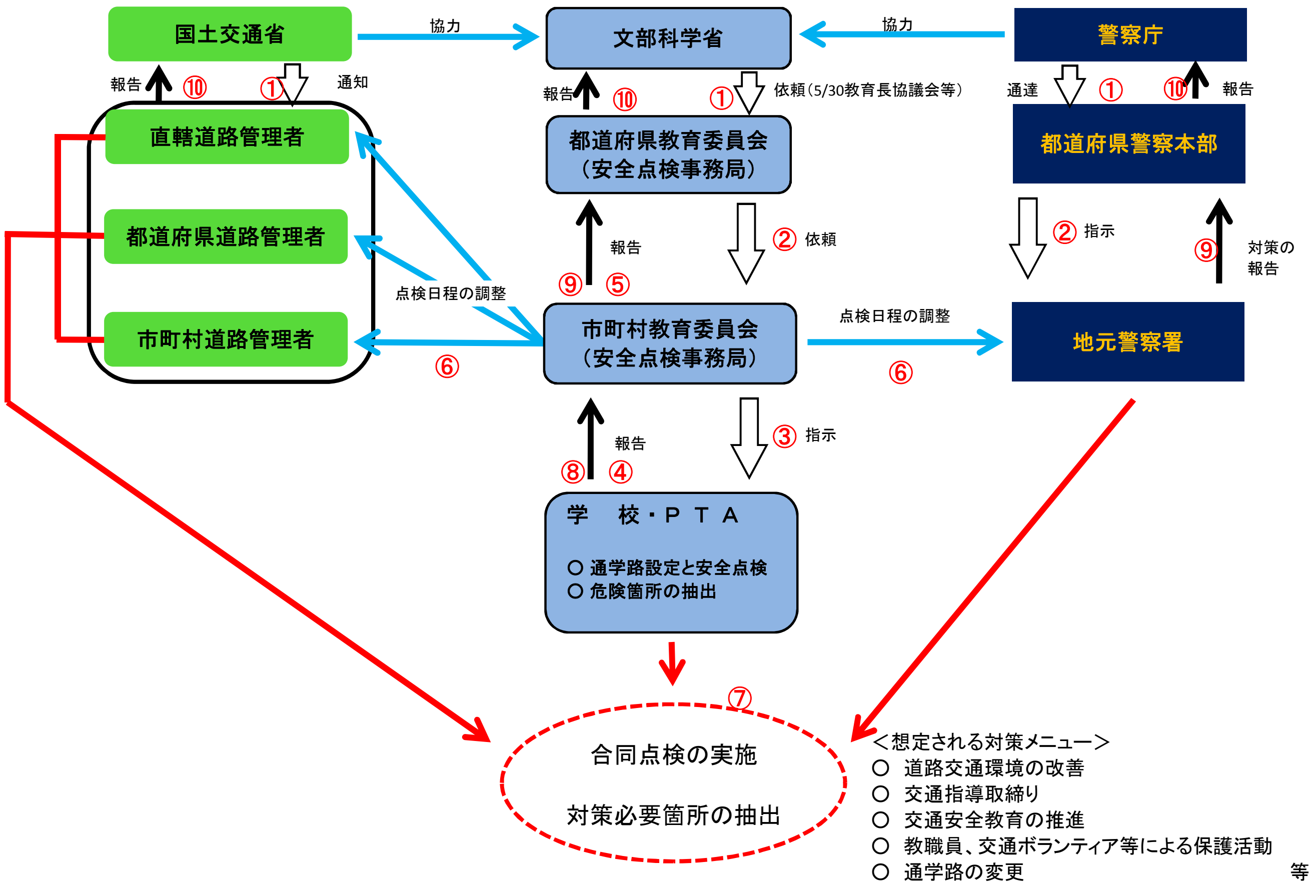

ステップ2：緊急合同点検を受けた対策の実施検討の流れ

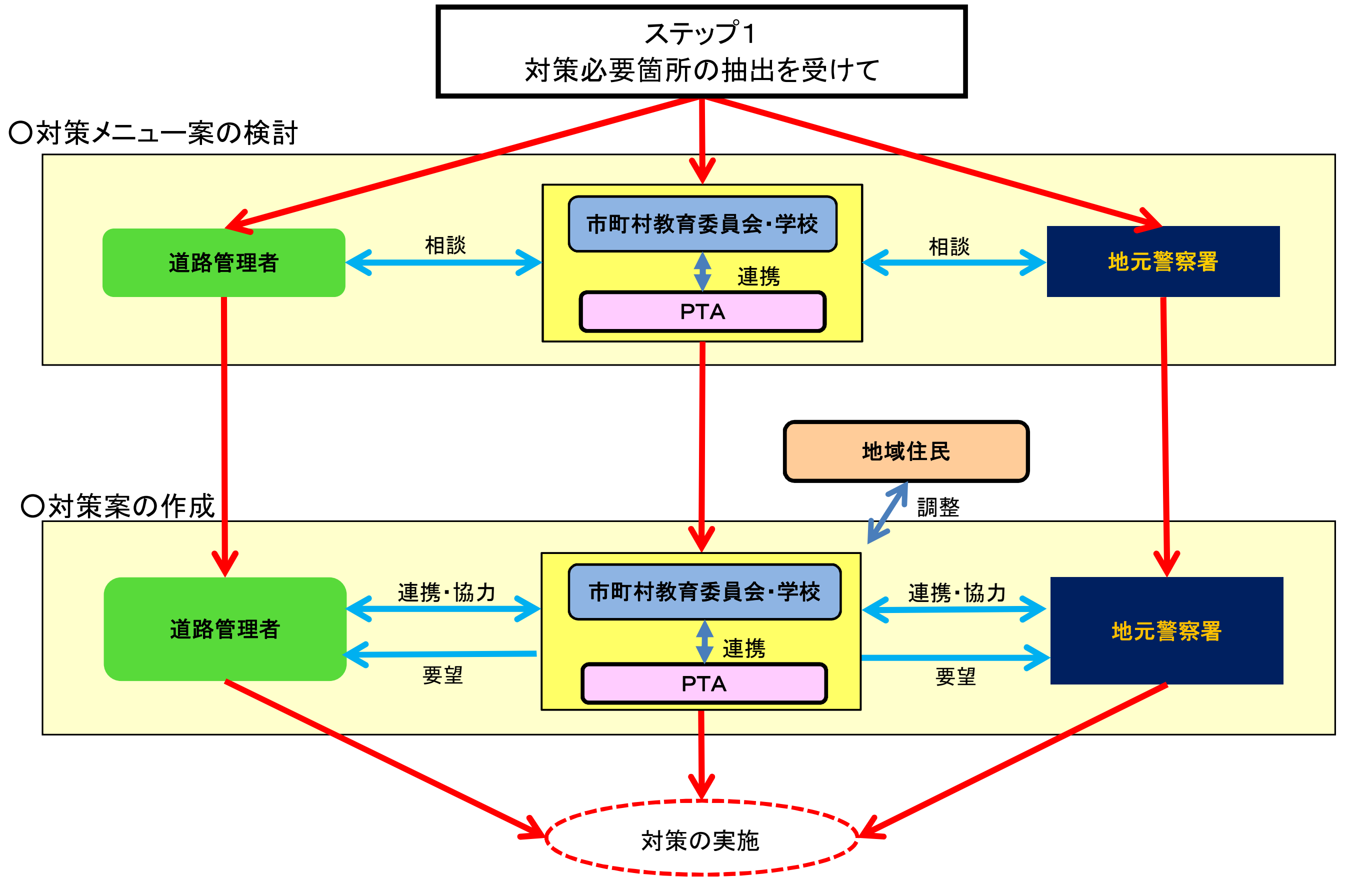

別添２

原議保存期間１年未満
（平成25年３月31日まで）

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
（参考送付先）
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第35号、丁交企発第59号、
丁交指発第52号
平成24年5月30日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通指導課長

通学路における交通安全の確保に向けた緊急合同点検の実施について（通達）

通学路を始め道路における危険箇所については、これまでにも「交通安全総点検の実施について」（平成９年２月12日付け警察庁丁規発第11号、丁交企発第39号）等に基づき安全点検を実施してきたところであるが、今年度に入り、登下校中の小学生等の列に自動車が突入し、多数の死傷者が出るなど、通学路における交通安全を脅かす重大な交通事故が連続して発生している。

こうした情勢を受け、文部科学省及び国土交通省と協議した結果、このたび、文部科学省から各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長等に対して別添１の通知文書が、また、国土交通省から各地方整備局道路部長等に対して別添２の通知文書が発出され、教育委員会が主体となり、警察、道路管理者と連携して通学路の交通安全の確保に向けた緊急合同点検を下記のとおり実施することとなった。

各都道府県警察にあっては、緊急合同点検の結果を踏まえて、教育委員会、学校（必要に応じてＰＴＡや地域住民等を含む。以下同じ。）及び道路管理者と連携した実効の上がる交通安全対策が行われるよう配意されたい。

なお、本通達の内容については、両省とも協議済みである。

記

１　点検実施期間

平成24年８月31日（金）までに緊急合同点検を実施すること。

２　点検実施対象

原則として、公立小学校及び公立特別支援学校の小学部の通学路を点検の対象とする。ただし、国立及び私立の小学校の通学路や、中学校又は高校の通学路についても、合同点検実施の依頼があれば、これに応じるものとする。

3　通学路における緊急合同点検の実施等

(1)　教育委員会から警察に対する調整等

教育委員会から警察に対し、各学校があらかじめ実施した通学路点検に基づき危険箇所として抽出したものに係る情報の提供､並びにこれを踏まえた学校、警察及び道路管理者による緊急合同点検の日程等に係る調整がなされるので、可能な限り速やかに点検が実施されるよう調整を行うこと。

(2)　緊急合同点検の実施

警察は、上記(1)の調整の結果に基づき、学校、道路管理者と共に通学路における緊急合同点検を実施すること。この場合、必要に応じて警察本部の関係所属が緊急合同点検に参画すること。

なお、点検に際しては、実際に通学路を利用する児童等の目線に立った点検を行うよう努めること。

(3)　対策の検討及び実施

緊急合同点検の結果、学校、道路管理者と必要な対策及びその有効性、実施の可否等について検討・調整を行った上、できる限り速やかに所要の措置を講ずること。

なお、対策メニューの検討に当たっては、交通安全施設の整備や交通規制の実施、交通指導取締りのみにとらわれることなく、広い視点に立って、学校関係者、交通ボランティア等による登下校時の保護活動の実施や通学路の変更等を含め、ハード及びソフト両面からの有効な対策を検討すること。

また、対策を実施するに当たって地域住民等の合意形成を図る必要があると認められるものについては、教育委員会、学校と連携し、対策の必要性を地域住民等に説明するなど、対策が円滑に推進されるよう配意すること。

4　留意事項

(1)　緊急合同点検の結果、通学路を含む周辺地域に生活道路が集積し、区域を指定した交通規制の実施や物理的デバイスの設置等が効果的であると認められる場合には､「ゾーン30」を活用した対策を積極的に検討すること。

(2)　最近の全国における通学中の重大事故の発生を受け、既に都道府県警察において学校、道路管理者等と連携した通学路合同点検を実施している場合、当該実施済みのものは、その結果をもって本通達に基づく緊急合同点検に代えることができることとするが、教育委員会等から新たに緊急合同点検の実施について別途調整があったときは、これに積極的に協力すること。

(3)　緊急合同点検の結果､防犯面における対策メニュー案の提示があった場合は､

関係課に情報提供するなど、適切に対応すること。

5　報告

本通達に基づく緊急合同点検の実施状況等に係る報告について、別紙の要領により報告すること。

6　その他

緊急合同点検の流れに係るチャートを添付するので参考とされたい。

別紙

緊急合同点検に係る報告要領

1　報告事項

(1)　緊急合同点検の実施状況等（第一次報告）

※　平成24年８月31日現在における下記事項について報告すること。

ア　危険箇所数

各小学校があらかじめ抽出した危険箇所の数を記載すること。

イ　緊急合同点検実施箇所数

上記アのうち、小学校及び道路管理者と緊急合同点検を実施した箇所数を記載すること。

ウ　対策必要箇所数

上記イのうち、小学校、道路管理者と調整を行った結果、何らかの対策を講ずることが必要な箇所数を記載すること。

エ　対策メニュー

何らかの対策を講ずることが必要な箇所において、既に講じた対策がある場合又は講ずる予定の対策メニューが決定している場合は、それぞれ該当する対策メニューごとに数値等を記載すること。

(2)　対策実施結果及び実施予定の対策メニュー（第二次報告）

平成24年11月30日現在における下記事項について報告すること。

緊急合同点検の結果、何らかの対策を講ずることが必要な箇所について、既に講じた対策及び講ずる予定の対策について、それぞれ該当する対策メニューごとに数値等を記載すること。

2　報告様式

(1)　第一次報告

上記１(1)ア～ウについては様式第１、上記１(1)エについては様式第２を使用すること。

(2)　第二次報告

様式第２を使用すること。

3　報告先等

下記担当者宛にＰ－ＷＡＮにて回答されたい。

4　報告期限

(1)　第一次報告

平成24年９月11日（火）午後５時

(2)　第二次報告

平成24年12月７日（金）午後５時

5　留意事項

(1)　報告の対象は、公立小学校及び公立特別支援学校の小学部の通学路の点検結果等であり、国立及び私立の小学校の通学路や、中学校又は高校の通学路の点検結果等については報告を要しない。

(2)　様式第１については、各学校、各道路管理者、各警察署がそれぞれのとりまとめ機関を経由して、文部科学省、国土交通省、警察庁にそれぞれ報告することとなっていることから、関係機関で相互に内容の調整及び確認を必ず行い、整合性を確保すること。

(3)　様式第２のうち、「対策の総数」欄は、「うち実施済み」欄と「うち実施予定」欄の合計値となるよう、あらかじめ計算式が入力されているので、「対策の総数」欄には数値を直接入力しないこと（交通指導取締り等を除く。）。

(4)　第二次報告においては、第一次報告において上記１(1)エで既に報告済みの内容も含めて報告すること。

(5)　最近の全国における通学中の重大事故の発生を受け、既に都道府県警察において学校、道路管理者等と連携した通学路合同点検を実施している場合、当該実施済みのものも併せて計上することができるので誤りのないようにすること。

(6)　「交通安全総点検の実施について」（平成９年２月12日付け警察庁丁規発第11号、丁交企発第39号）に基づく報告に当たっては、今次の緊急合同点検として実施した点検も併せて計上すること。

様式第１

都道府県 ＿＿＿＿＿＿
担当者名 ＿＿＿＿＿＿
警　　電 ＿＿＿＿＿＿

危　険　箇　所　数	箇　所
緊急合同点検実施箇所数	箇　所
対　策　必　要　箇　所　数	箇　所

様式第２

都道府県	
担当者名	
警　　電	

↓いずれかに○を付けること。

	平成24年8月31日現在報告分
	平成24年11月30日現在報告分

対策メニュー		対策の総数		うち実施済み		うち実施予定		その他の具体的内容
信号機	新設（定周期）	0	交差点		交差点		交差点	
	新設（押ボタン）	0	箇所		箇所		箇所	
	ＬＥＤ化	0	灯		灯		灯	
	歩車分離化	0	交差点		交差点		交差点	
	歩行者用灯器の増灯	0	灯		灯		灯	
	その他（主な内容を最右欄に記載すること。）	0	箇所		箇所		箇所	
横断歩道	新設	0	本		本		本	
	移設	0	本		本		本	
	塗り直し	0	本		本		本	
	高輝度化	0	本		本		本	
交通規制の実施	歩行者用道路（新設・延伸）	0	区間		区間		区間	
	歩行者用道路（時間変更）	0	区間		区間		区間	
	車両通行止（新設・延伸）※車種を問わない。	0	区間		区間		区間	
	車両通行止（時間変更）※車種を問わない。	0	区間		区間		区間	
	最高速度（新設・延伸）	0	区間		区間		区間	
	最高速度（速度変更）※　抑制に限る	0	区間		区間		区間	
	駐車禁止（新設・延伸）	0	区間		区間		区間	
	駐車禁止（時間変更）	0	区間		区間		区間	
	駐停車禁止（新設・延伸）	0	区間		区間		区間	
	駐停車禁止（時間変更）	0	区間		区間		区間	
	一方通行（新設・延伸）	0	区間		区間		区間	
	一方通行（時間変更）	0	区間		区間		区間	
	指定方向外進行禁止（新設）	0	箇所		箇所		箇所	
	指定方向外進行禁止（変更）	0	箇所		箇所		箇所	
	追い越しのための右側部分はみ出し禁止（新設・延伸）	0	区間		区間		区間	
	一時停止（新設）	0	交差点		交差点		交差点	
	一時停止（規制方向の変更）	0	交差点		交差点		交差点	
	路側帯（新設・延伸）	0	区間		区間		区間	
	駐停車禁止路側帯（新設・延伸）	0	区間		区間		区間	
	歩行者用路側帯（新設・延伸）	0	区間		区間		区間	
	その他の交通規制（主な内容を最右欄に記載すること。）	0	箇所		箇所		箇所	
標識	新設	0	本		本		本	
	移設	0	本		本		本	
	高輝度化	0	本		本		本	
	大型化	0	本		本		本	
	その他（主な内容を最右欄に記載すること。）	0	本		本		本	
標示（横断歩道及び法定外表示を除く）	新設	0	箇所		箇所		箇所	
	塗り直し	0	箇所		箇所		箇所	
	内照式（発光鋲）化	0	箇所		箇所		箇所	
	高輝度化	0	箇所		箇所		箇所	
	その他（主な内容を最右欄に記載すること。）	0	箇所		箇所		箇所	
法定外表示（新設・塗り直し）	止まれ文字	0	箇所		箇所		箇所	
	クロスマーク（丁字含む。）	0	箇所		箇所		箇所	
	減速マーク	0	箇所		箇所		箇所	
	ドットライン	0	箇所		箇所		箇所	
	その他（主な内容を最右欄に記載すること。）	0	箇所		箇所		箇所	
交通指導取締り等	通行禁止		←対策期間中に実施した場合は○を記入すること。					
	一時停止							
	駐車禁止							
	歩行者妨害							
	その他取締り							
	交通監視活動							
上記以外の公安委員会の対策（主な内容を右欄に記載すること。）								
通学路の変更		0	区間		区間		区間	

ステップ1：通学路における緊急合同点検の流れ

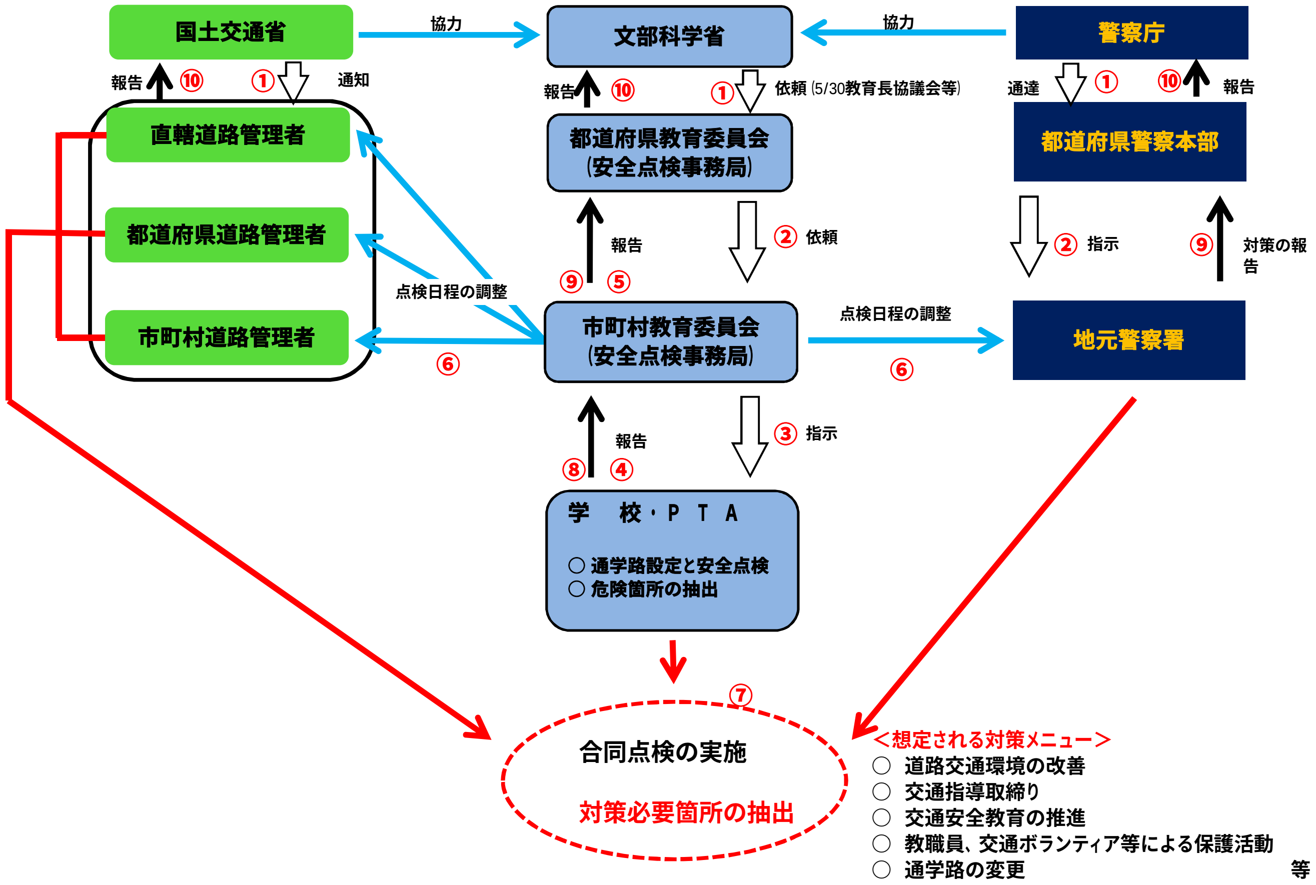
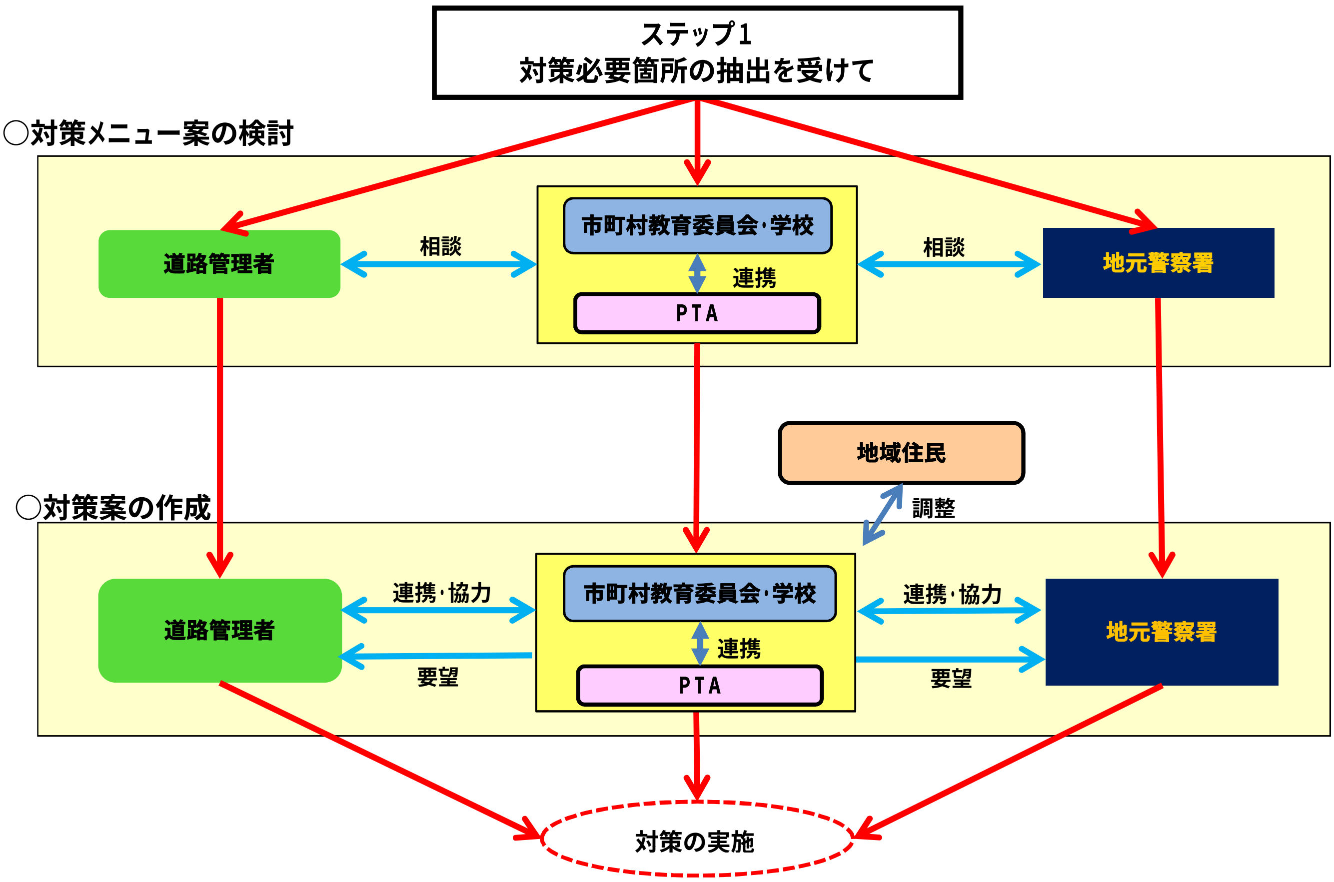
ステップ2：緊急合同点検を受けた対策の実施検討の流れ